

# 綴喜都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和6年12月

京都府

## 《目次》

1	都市計画の目標.....	1
2	区域区分の有無及び方針.....	4
3	土地利用の方針.....	5
4	都市施設の方針.....	9
5	市街地開発事業の方針.....	14
6	自然環境の整備又は保全に関する方針.....	16

付 図

## 1 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念

本区域は、広域的には京都、大阪、奈良の三都市の中間に位置し、古来より交通の要衝として発展してきた歴史をもち、淀川三川合流など独特の地形を有する自然環境に恵まれた地域である。また、京都市等の大都市への近接性から宅地開発が進み、本区域の南部地域では、未来を拓く知の創造都市を目指した「関西文化学術研究都市」など、豊かな自然環境を生かした都市づくりが進められている地域である。

近年では、整備中の新名神高速道路をはじめ、第二京阪道路、京奈和自動車道及びJR片町線の整備により、主に京都・大阪市内や関西国際空港、府北部との時間距離が短縮されるなど、広域交通網の結節点としてさらにその重要性が増しており、立地特性を生かした都市づくりが期待される。

今後は、人口減少・少子高齢化社会を迎えることが予想されており、老朽化が進む都市基盤施設や激甚化・頻発化する自然災害への対応を含めた持続可能な都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては、魅力と活力にあふれる新しい時代の綴喜都市計画区域を築きあげるため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、適切な制限のもと合理的な土地利用と効果的な都市基盤整備により、秩序ある市街地形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを行うものとする。

### ア 暮らしを支える基盤づくり

#### (ア) 日常生活に必要な施設を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導

- ・ 鉄道駅等を中心としたコンパクトな都市づくりに向けた都市計画の見直しを進める。
- ・ 店舗や病院等の日常生活に必要な施設については、鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導する。
- ・ 社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて都市計画道路等の都市施設の配置や構造等を見直す。

#### (イ) 都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築

- ・ 都市の特性に応じ、鉄道駅周辺等の中心市街地と地域生活拠点等を結ぶ公共交通ネットワークを再構築する。

#### (ウ) 持続可能な都市基盤施設へ再構築

- ・ 既存都市基盤施設の維持・管理・更新については、都市づくりのプランと整合する集約・再編・広域化などにより効率化を図る。
- ・ 隣接市町との広域連携による都市基盤施設の更なる共同化を検討する。

### イ 魅力あふれる地域づくり

#### (ア) ゆとりある生活空間の確保

- ・ 歩きたくなる空間やオープンスペースの創出等により、ゆとりある生活空間を確保する。
- ・ 市街地の更なる活性化を図るため、街路、公園、広場等の利活用を推進する。

- ・テレワーク拠点施設の整備等により、二地域居住等に対応する。
- ・子育てに適した住環境や、親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり等、子育てにやさしい都市づくりを進める。

#### (イ) スマートシティの実現

- ・持続可能な都市づくりへ向け、新技術や官民各種のデータを活用するスマートシティの取組を進める。

### ウ 未来を拓く産業づくり

#### (ア) 府南部地域の特性を生かした産業の集積

- ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿道、工業施設や研究施設の既存集積地において、優良農地保全に配慮するなど、農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、立地ポテンシャルを生かして産業を集積する。
- ・良好な都市環境を確保するため、生産緑地制度を活用し、計画的に農地を保全する。

#### (イ) 政策的な都市づくりによる新産業の創出

- ・政策的な都市づくりにより、新たな食産業エリアやオープンイノベーションの拠点等を基盤とした新産業の創出を図る。

### エ 防災・減災

#### (ア) 防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫

- ・流域治水の考え方や土地利用規制の導入等も含め、災害リスクを勘案した都市づくりを進める。
- ・気候変動を踏まえ、自然災害による被害が増大するおそれがある土地利用転換を抑制しつつ、被害の軽減・早期復旧が可能となるよう、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築等の対策を進める。

### オ 地域の活性化

#### (ア) 市街化調整区域の既存集落における地区計画等を活用した地域活力の維持・向上

- ・農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、上位計画と整合した都市づくりを実現するため、地区計画制度や開発許可制度を適切に運用し、地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討する。

## (2) 区域の将来像

本区域は、京都府南部地域の拠点となる都市であり、商業・業務・文化等の都市機能、居住機能及び産業機能が整い、京阪神大都市圏と連携した都市活動が行われている。

また、新名神高速道路をはじめとした幹線道路ネットワークの充実に伴い産業立地の開発ポテンシャルが高まっており、農林漁業及び周辺環境と調和した、合理的な土地利用による産業の活性化を図るとともに、関西文化学術研究都市との連携を図ることにより、良好な居住環境と調和した産業拠点の形成が期待される。

一方、区域内には木津川や男山、甘南備山などの豊かな自然環境とともに、石清水八幡宮や一休寺などの歴史資産も有しており、引き続きこれらの保全に努めるだけでなく、地域資源を生かした交流も期待される。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

◆**災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市**

鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点を中心としたコンパクトな都市づくりを進め、各拠点を公共交通で結ぶとともに、歩きたくなる空間を創出することで、生活利便性の維持・向上と地域経済の活性化により、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市を目指す。

併せて、流域治水の取組を進める等、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い都市を目指す。

◆**新名神高速道路等の整備効果や研究機関等の集積、優れた居住環境を生かし、豊かな産業と交流を創造する都市**

新たな国土軸である新名神高速道路の整備効果を生かした産業の集積を図るとともに、各地域との連携を強化することで、豊かな産業と交流を創造する都市を目指す。

また、新たな「食」関連産業の育成・発展を図る京都フードテック基本構想の拠点を整備し、関西文化学術研究都市への研究機関等の集積を生かすとともに、文化・学術研究機能や良好な都市・居住環境の一層の充実を図る。

◆**豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市**

石清水八幡宮等の歴史的建造物及び淀川三川合流部付近の良好な水辺環境や男山、甘南備山等の美しい山並み、世界文化遺産登録に取り組んでいる宇治茶の重要文化的景観、国史跡に指定された綴喜古墳群などの本区域特有の歴史・文化・自然環境や、優良な農用地の保全等を図るとともに、既存集落における地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討することにより、豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市を目指す。

## 2 区域区分の有無及び方針

### (1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・本区域は近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に基づく近郊整備区域に指定されており、都市計画法により区域区分を定めることとされている。
- ・今後とも人口、産業出荷額等は引き続き増加傾向が予想され、さらに、関西文化学術研究地区内をはじめとして市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

### (2) 区域区分の方針

#### ①おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成 27 (2015) 年	令和 17 (2035) 年
都市計画区域内人口	142.8 千人	おおむね 143.3 千人
市街化区域内人口	133.0 千人	おおむね 134.6 千人

\*市街化区域内人口は、保留された人口を含む

#### ②産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 27 (2015) 年	令和 17 (2035) 年
生産規模	工業出荷額	3,037 億円	8,380 億円
	卸小売販売額	2,981 億円*	6,105 億円
就業構造	第 1 次産業	1.2 千人 (2.1%)	0.9 千人 (1.7%)
	第 2 次産業	13.9 千人 (24.2%)	11.4 千人 (21.3%)
	第 3 次産業	42.3 千人 (73.7%)	41.4 千人 (77.0%)

\*平成 27 年の商業統計が実施されていないため、平成 28 年の調査結果（卸小売販売額）を記載

#### ③市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	令和 17 (2035) 年
市街化区域面積	2,250 ha

\*市街地の規模には保留人口フレームに相当する面積は含まない

### 3 土地利用の方針

#### (1) 主要用途の配置の方針

##### ①商業・業務地

J R片町線、近鉄京都線及び京阪本線の各駅や各市役所、国道1号や都市計画道路山手幹線沿道を中心として商業・業務地が形成されている。

人口減少・少子高齢化社会を迎えつつあり、今後は、これらの市街地を中心に、にぎわいを創出するとともに、コンパクトな都市づくりを進めていく必要がある。

特に、京阪石清水八幡宮駅、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ、J R松井山手駅、J R京田辺駅・近鉄新田辺駅及びJ R三山木駅・近鉄三山木駅の周辺地区については、中心商業地として位置付け、多様な都市機能の集積を図る。

京阪橋本駅及び近鉄興戸駅周辺地区、男山地区については、隣接する住宅地等との環境の調和を図りつつ、日常生活に必要となる店舗や診療所、業務施設等の集積を図る。

##### ②工業地

木津川左岸地域や内里地区、甘南備台地区等において工業地が形成されており、今後開通が予定される新名神高速道路の整備効果を生かして、引き続き産業振興を図る。

広域交通ネットワークの充実により、流通業務をはじめとした工業需要が高まっており、幹線道路沿道をはじめ、八幡東インターチェンジ周辺地区、戸津地区、京田辺松井インターチェンジ周辺地区においては、その立地特性を生かして、周辺環境との調和を図りつつ計画的に工業地の配置を図る。

京田辺市南部地域の文化学術研究ゾーンにおいては、関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画に基づき、研究開発型産業施設等の整備を図る。

特に、南田辺・狛田地区(京田辺市域)においては、フードテックの研究と食関連の研究開発型産業施設等の集積を図る。

##### ③住宅地

既成市街地及びその周辺部においては、低層及び中高層住宅地が形成されており、引き続き居住環境の維持・改善に努める。

市街化が進行しつつある地区については、面的整備事業の推進や地区計画の活用等により良好な住環境を有する住宅地の形成を図る。

京阪橋本駅周辺地区等に、新たに住宅地を配置するとともに、地区計画制度の活用等により、良好な居住環境の形成を図る。

#### (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

用途 \ 区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
商業・業務地	京阪石清水八幡宮駅周辺、京阪橋本駅周辺、J R松井山手駅周辺、J R京田辺駅・近鉄新田辺駅周辺、田辺北地区の一部、J R三山木駅・近鉄三山木駅周辺	

### (3) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用方針

#### ①都市再構築に関する方針

人口減少・少子高齢化などの社会経済情勢の変化等を踏まえ、日常生活に必要な医療・福祉施設、商業施設や住居等を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導するとともに、それらを公共交通ネットワークで結ぶことで、効率的で利便性の高い都市へ再構築する。

併せて、老朽化が進む道路、上下水道等の都市基盤施設を計画的に維持・管理・更新するとともに、隣接市町との広域連携を図ることにより、財政面・体制面での持続可能性の向上を図る。

また、特定大規模建築物については、「地域商業ガイドライン」等に基づき、郊外立地の抑制を図る。

#### ②低未利用地の利活用に関する方針

公有地や国有地をはじめとする公的な低未利用地や工場跡地等の低未利用地については、市街地開発事業等の導入、随時かつ的確な地域地区の見直しや地区計画の活用により、周辺の土地利用の状況等と整合を図りつつ、適切な土地利用を誘導する。

#### ③居住環境の改善又は維持に関する方針

既存市街地の木造住宅が密集する地域については、耐震性の向上を図るとともに、防災機能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を有している地域については、引き続き都市農地の保全を図ることにより、良好な居住環境の維持を図る。

土砂災害や浸水被害の発生が想定される「災害ハザードエリア」においては、新たな住宅等の立地を抑制するとともに、避難体制を確立することにより、良好な居住環境の実現を図る。

また、宅地の安全性を確保する観点から、土砂流出や滑動崩落等の発生が想定される区域においては、危険な盛土行為の規制や地震等による被害の防止対策を推進する。

交通騒音問題の未然防止の観点から、幹線道路等の沿道については、居住環境との調和に努める。

#### ④市街地における住宅・住環境づくりの方針

地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の形成が図られることを基本として、豊かさを実感できる地域社会の実現を図る。

そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住生活基本計画等に基づき地域の特性を生かし、増加する空き家対策など既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、本格的な少子高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や子育て世帯等多様な世代による良好な地域

コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、必要に応じ、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

#### ⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地開発事業との連携や、身近な防災拠点ともなる公園等の整備を促進するとともに、田辺公園において、市域の緑の拠点となる公園を拡張整備し、市民交流や緑化の啓発を促進する。

また、男山（石清水八幡宮）や一休寺、天理山古墳群など、多くの歴史的遺産が存在し、周辺の自然環境と一体となった歴史的景観を形成しているため、地域制緑地の指定等により、これらの保全や活用を進める。

さらに、特定生産緑地を含む生産緑地制度を活用し、雨水の貯留浸透等のグリーンインフラとしての機能を有する農地の保全を図る。

#### ⑥市街地景観の形成に関する方針

景観法を活用した実効性ある景観誘導の取組を促進するとともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

### (4) 市街化調整区域の土地利用の方針

#### ①優良な農地との健全な調和に関する方針

木津川左岸平地部に広がる八幡市八幡、戸津、内里、岩田、京田辺市大住、田辺、興戸、草内、飯岡、三山木、普賢寺等各地区の農地は、今後とも優良農地として保全を図る。

#### ②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害防止の観点から、浸水想定区域をはじめとする災害リスクの高いエリアにおいて、新たな住宅等の立地の抑制を行う。

また、八幡市男山地域、京田辺市薪、普賢寺地区等の山林は土砂流出防止や水源かん養の機能を有する保安林として指定されており、今後とも保全する。

#### ③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の緑地の骨格を形成する男山、大住地区西部から甘南備山を経て普賢寺地区に及ぶ山地及び木津川や流れ橋、茶畑について保全を図る。

また、石清水八幡宮を中心とした男山京都府歴史的な自然環境保全地域を保全するとともに、木津川の親水機能や里山景観を生かした整備など、観光レクリエーション的利用を図る。さらに、生物多様性の保全に努める。

#### ④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

##### ア 関西文化学術研究都市区域

関西文化学術研究都市は、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づき計画的な建設が進められている。

このうち、文化学術研究地区である南田辺・狛田地区（京田辺市域）における南田辺西地区の一部及び南田辺東地区については、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設

に関する計画に基づき整備を進めるものであり、農林漁業等との調和を図りつつ、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、普賢寺地区についても、今後、周辺地区の事業進捗状況を踏まえて土地利用を検討する。

#### イ その他

八幡市飛び地である岩田大谷地区については、京田辺市と計画的な土地利用のあり方を検討し、農林漁業等との調整を図った上で、良好な低層住宅地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、田辺北インターチェンジ周辺地区及び草内地区については、農林漁業等との調整を図った上で、工業地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

その他、各市による産業振興や地域の創生等の政策的な取組に必要な地域については、農林漁業等との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮し、計画的に適切な土地利用を図る。

#### ⑤既存集落の活力維持、回復に関する方針

既存集落の活力維持、回復のため、少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている地域においては、農林漁業との調整・連携を図りつつ、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図る。

## 4 都市施設の方針

### (1) 交通施設

#### ①基本方針

立地特性を生かした産業拠点のある都市を目指し、新名神高速道路等のインターチェンジへのアクセス道路等の整備を進めるとともに、JR片町線の高速化・複線化等、順次の鉄道網整備に取り組む。

さらに、豊かな歴史・文化・自然と調和する都市環境の創造を目指し、道路の整備を進めるとともに、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

なお、道路の整備に当たっては、道路が優れた景観形成や観光振興、安全・円滑な交通確保、地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザイン化及び無電柱化を推進し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせる都市づくりを目指す。

また、多様化する交通需要に対応し、安全かつ快適な交通を確保するため、企業、地域、学校など多様な主体と連携し、地域の交通環境改善を図るとともに、鉄道・バス等の公共交通の利用を促進し、環境負荷の低減を図る。

そのほか、人口減少・少子高齢化などの社会構造やライフスタイルの変化、経済状況等の将来見込みを踏まえ、目指すべき都市の将来像を実現するため、必要な道路網の見直しを進める。

#### ②整備水準の目標

##### ア 道路

都市計画道路のうち幹線街路について、平成 27（2015）年における整備率は約 61%であるが、令和 17（2035）年には、約 72%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成 27（2015）年実績	令和 17（2035）年整備目標
整備率	約 61%	約 72%

#### ③整備方針

##### ア 道路

幹線道路としては、関西文化学術研究都市の各クラスターや地域拠点を結ぶ学研都市連絡道路、国道 307 号、都市計画道路内里高野道線、都市計画道路松井大住線等の道路を整備する。

交通結節点である駅前広場については、京阪線、JR線、近鉄線等の主要な駅において整備する。

##### イ 鉄道

JR片町線については、JR松井山手駅以東についても段階的に高速化・複線化を促進する。

また、JR片町線と奈良線を結ぶ片奈連絡線構想について整備の検討を深める。

さらに、課題のある踏切道については、地域の実情に応じた踏切対策を行う。

④主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	新名神高速道路、京奈和自動車道、国道307号、(都)内里高野道線、(都)松井大住線、(都)大住草内線、(都)八幡田辺線、(都)八幡内里線、(都)南田辺狛田中央線、(都)南田辺狛田東西線、(都)田辺北大通り線

\* (都)は都市計画道路を表す

イ 鉄道

路線名	備考
JR片町線	高速化・複線化

ウ 駅前広場

箇所名
京阪石清水八幡宮駅、京阪橋本駅、近鉄興戸駅

(2) 下水道

①基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、木津川流域下水道及び各市の流域関連公共下水道の污水計画に基づき下水道（污水）の整備を図る。

また、浸水防除の観点から単独公共下水道雨水計画に基づき下水道（雨水）の整備を図る。

さらに、水循環システムの健全化を図りより良好な都市の水環境を創出する観点から、高度処理の導入等により下水道の質的向上を図るとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

なお、污水处理施設の効率的な整備、運営管理のため、集落排水施設との施設統合や浄化槽による整備など、最適な整備手法を選定する。

②整備水準の目標

各市の流域関連公共下水道の污水事業を推進し、処理区の拡大に努めるとともに、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

木津川流域下水道の終末処理場において、高度処理の導入を図るとともに、増設を行い、

老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。また、単独公共下水道雨水対策事業を促進し、浸水区域の解消に努める。

#### 汚水処理に係る整備目標

	平成 27 (2015) 年実績	令和 17 (2035) 年整備目標
普及率	99.6%	100 %

\*普及率：下水道計画区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

#### 雨水対策に係る整備目標

	平成 27 (2015) 年実績	令和 17 (2035) 年整備目標
都市浸水対策達成率	87%	100%

\*都市浸水対策達成率：整備対象区域に対する整備済み区域の比率

### ③整備方針

木津川流域関連公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指すとともに老朽化した管渠施設の計画的な更新・改築を図る。木津川流域下水道の終末処理場においては、高度処理をはじめ下水処理の技術の開発を進めるとともに、増設を行い、老朽化施設の計画的な更新・改築を図る。

また、雨水対策については、各市の公共下水道雨水対策及び都市下水路で継続して整備に努める。

### ④主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	流域下水道事業	終末処理場	洛南浄化センター
	公共下水道事業	八幡市 京田辺市	洛南処理区 〃
下水道 (雨水)	公共下水道事業	八幡市	旧大谷・軸川排水区、久保田川排水区、A号幹線排水区

## (3) 河川

### ①基本方針

災害に強く安全で安心な暮らしを守るまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水被害防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。

具体的には、流域治水の考えに基づき流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河

川整備計画等に基づき進める。

また、堤防の決壊等がもたらす洪水災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行う。

併せて、水と緑のオープンスペースを持つ河川の環境機能を都市環境の一環として評価し、水辺環境の保全に努めるとともに、景観等に配慮した良好な水辺空間の創出を図る。

#### ②整備水準の目標

時間雨量 50 mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを基本に、重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制施策を講じ、総合的な治水対策を進める。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

#### ③整備方針

本区域の代表的な河川である一級河川大谷川は、下流部の浸水常襲地帯である市街地の浸水防止のため樋門・排水機場の整備との調整を図りながら、河道の整備を推進するとともに、流出抑制対策により流域が本来有する保水・遊水機能を維持・確保するなど河川整備計画に基づいた治水対策を進めていく。

また、支川の防賀川は、市街地の浸水防止や下流地域への負担軽減を図るため、流域を分割し木津川へ排水するための樋門及び放水路を整備するなど、河川整備計画に基づいた治水対策を推進する。

#### ④主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	一級河川 木津川、大谷川、防賀川、馬坂川、天津神川

### (4) その他の都市施設

#### ①基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりを目指し、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。

循環型社会の実現に向け、府民一人ひとりの意識向上を図るなど、府民、事業者との連携の下、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用及び再生利用）を推進することを基本に、将来の適正なごみ処理量に対応する施設の整備については、都市基盤施設と整合のとれた適正な規模・配置となるよう総合的に考慮して推進する。

また、本格的な高齢社会を迎えつつ、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるよう、生活関連公共・公益施設の整備を推進しつつ、文化・スポーツ施設を整備するとともに、保健・医療・福祉施設を適正に配置する。

なお、将来の人口分布、市街地形態に即した公共施設の長期的配置計画を基本とし、今後の市街化動向に応じつつバランスのとれた施設整備を図る。

## ②整備方針

### ア ごみ処理施設

既存清掃工場について、機能の維持・増進を図るとともに新たな環境基準に対応した処理機能の向上を図る。また、資源の再利用が円滑に行えるよう、必要な整備を図るとともに、処理の広域化に向けた検討を進める。

京田辺市において、可燃ごみの広域化による、ごみ焼却施設の整備を進める。

### イ 教育文化施設

適正規模、適正配置の検討など施設の整備充実を図る。

## 5 市街地開発事業の方針

### (1) 基本方針

本区域は、昭和 40 年代からの住宅地の急激な開発は沈静化したものの、今後も、計画的な市街地形成を誘導する必要があるとともに、住環境問題を有する既成市街地等については、居住環境向上のための施策を進める必要がある。また、優れた交通条件を活用した工業地が発展しており、他の土地利用との調和を図りながら良好な産業基盤の整備を推進する必要がある。

市街地の整備に関しては、優れた都市景観の保全・形成をはじめとした地域特性を生かした個性あるまちづくりを推進することとし、市街化が進行している地域や今後市街化が進行すると予想される地域においては、土地区画整理事業や地区計画等を活用して都市基盤施設の整備を推進し計画的な市街地形成を図る。

また、丘陵部で進められつつある関西文化学術研究都市の整備と既成市街地中心部等の整備を関連づけながら、都市基盤施設の整備を重点的に推進し市街地の均衡ある発展を図る。

既成市街地においては、各種交通の結節点となる鉄道駅周辺について市街地開発事業等の面的整備事業により防災性の高い、安心・安全な市街地への更新を促進するとともに都市機能の集約化を図る。新市街地においても、土地区画整理事業等の面的整備事業により計画的な産業用地や商業地の形成を推進する。新名神高速道路等の整備に合わせ、インターチェンジ周辺において新たな土地利用を図るため、土地区画整理事業等の面的整備事業の導入により土地の有効・高度利用を図る。

### (2) 整備方針

#### ①市街化進行地域及び新市街地

既成市街地や大規模開発地の間に介在する未利用地を含む地域については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進するとともに、地区計画等の活用により先行的な公共施設の確保と良好な市街地形成の誘導を図る。

今後、土地利用を検討する地区については、都市化圧力の動向を見据え、土地区画整理事業等の面的整備事業の導入を検討するほか、地区計画等を活用し、適切な都市基盤施設の整備を進め、周辺地域との調和や防災及び環境の保全等に十分配慮した秩序ある市街地の形成を図る。

#### ②既成市街地

京阪石清水八幡宮駅周辺、京阪橋本駅周辺、J R 松井山手駅周辺、J R 京田辺駅・近鉄新田辺駅周辺及び J R 三山木駅・近鉄三山木駅周辺の商業地については、都市基盤施設の整備を進め、市街地の安全性・利便性を確保しながら都市機能の集積と土地利用の合理的で健全な高度利用を図る。

既成市街地で農住工が混在する地域については、残存農地の整序を図りながら、地区計画等によるきめ細かな土地利用の誘導を行い、居住環境の改善と生産環境の維持・増進を図る。

老朽木造住宅が密集し、公共施設の整備が必要な地区については、今後、地区計画等の

活用により、安心して安全なまちづくりを誘導し、都市機能の集約する鉄道駅周辺を中心としながら、中心市街地としての活性化を図る。

### (3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
市街地開発事業等	石清水八幡宮駅周辺地区、京阪橋本駅周辺地区、戸津地区、内里・上奈良地区、八幡インター南地区、京田辺松井インター西地区、京田辺インターチェンジ周辺地区、大住（工業）地区、田辺北地区、南田辺・狛田地区（京田辺市域）

## 6 自然環境の整備又は保全に関する方針

### (1) 基本方針

水辺や緑の空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水と緑の役割を基本としながら、長い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水と緑、京都らしい風景を生み出す水と緑の保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢問題への対応、都市の再生といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水と緑の保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむ緑の保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出
- ・ いきものを守り育てる緑の保全と創出
- ・ 暮らしを守る緑の保全と創出
- ・ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

特に地域特性を考慮し、「新都市の緑あふれる環境の形成と郷土景観の保全」を目指して水と緑の施策を推進する。

#### ①緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (令和 17 (2035) 年)	将来市街化区域面積 に対する割合		都市計画区域面積 に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約 390ha	約 18%	約 1,830ha	約 27%

#### ②都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成 27 (2015) 年実績	令和 17 (2035) 年整備目標
都市計画区域人口 1人あたり整備面積	約 24.7 m <sup>2</sup> /人 (約 6.9 m <sup>2</sup> /人)	約 28.0 m <sup>2</sup> /人 (約 10.0 m <sup>2</sup> /人)

\* ( ) は都市公園法で規定する都市公園

### (2) 主要な緑地の配置方針

- ア ころとからだをはぐくむ緑の保全と創出
- ・ 身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水と緑の拠点をつくる。
  - ・ 市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水と緑を保全し、自然に親し

める施設の整備を進める。

- ・スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる運動公園、総合公園等を整備する。
- ・自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図る。
- ・自然歩道等により水と緑を結ぶネットワークを形成する。

#### イ やすらぎとうるおいを感じる緑の保全と創出

- ・うるおいのある風景を形成する森林や河川等水と緑の自然景観を保全する。
- ・市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となる緑を保全する。
- ・鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなる緑を保全する。
- ・都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、緑のシンボルを形成する。
- ・公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、緑豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

#### ウ いきものを守り育てる緑の保全と創出

- ・水と緑の骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。
- ・貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。
- ・市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。
- ・市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。
- ・森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

#### エ くらしを守る緑の保全と創出

- ・地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。
- ・公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、緑やオープンスペースの特性を生かした災害に強いまちづくりを進める。
- ・市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等緑の保全を図る。
- ・市街地内の河川、農地、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水と緑を保全する。
- ・工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善する緑の保全と創出を進める。

#### オ 京都らしさを感じる緑の保全と創出

- ・指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなす緑や、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。
- ・溪谷、清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水と緑を保全する。

- ・竹林、梅林、茶畑等、人々の暮らしと一体となって特徴的な地域景観を形成する緑を保全する。
- ・歌や物語に登場する風景等、京都らしい水と緑の風景を保全するとともに、歴史や文化に親しめる空間として整備する。
- ・新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水と緑の景観を創出する。

### (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水と緑の共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となる緑の保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水と緑の保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

#### ①公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように、約4haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように、約2haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように、約11haの整備を図る。
都市基幹公園	運動公園	都市住民全般が容易に運動できるように、約3haの整備を図る。
緑地		「水辺の散策路」として環境整備を進めることにより、水と緑のネットワークの形成を図り、市民の緑化啓発や健康づくりを推進する。 市街地に点在する小規模な緑地の保全を図る。

#### ②地域制緑地の指定方針の概要

地区の種別	指定方針の概要
風致地区	市街地及びその周辺の緑地について、必要に応じて指定を行う。
生産緑地地区	市街地内やその近辺の優良農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペース、避難のための空間、雨水の貯留や都市の水循環機能、公共施設などの保留地といった多様な機能を有

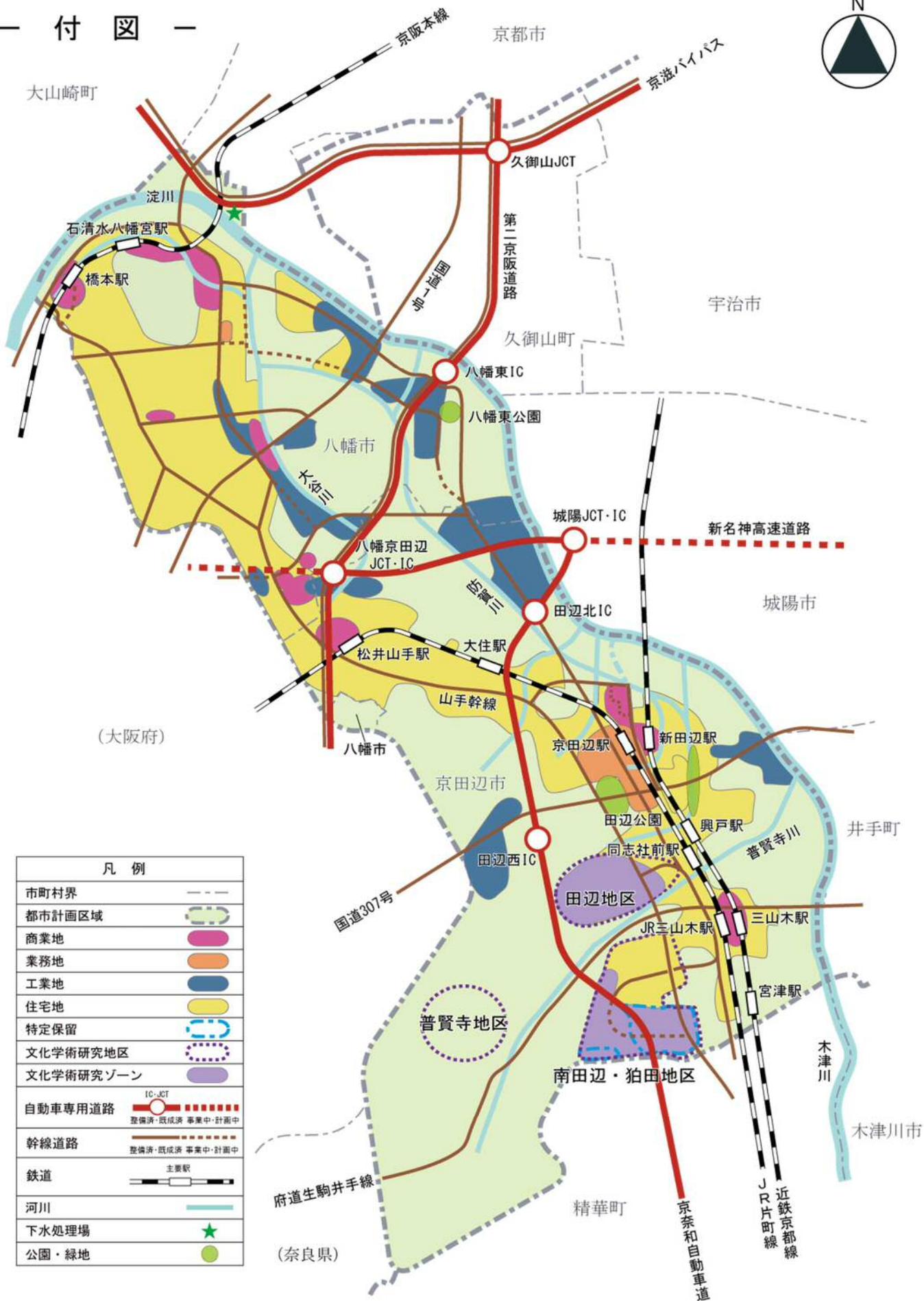
	する都市に必要なものとして、維持・活用を図る。
特別緑地保全地区	天理山古墳群やその周辺の緑地等について、特別緑地保全地区の指定による保全を検討する。
その他	男山等については、法規制の適切な運用等により、自然環境の保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね 10 年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別		名 称 等
施設緑地	基幹公園	河原受田公園、田辺十曾公園、(仮称) 南田辺西公園
地域制 緑 地	その他の 公園・緑地	天理山古墳群及び周辺緑地、淀川河川公園背割堤地区、御幸橋野草地区等

一 付 図 一



凡 例	
市町村界	---
都市計画区域	--- (dashed green)
商業地	■ (pink)
業務地	■ (orange)
工業地	■ (blue)
住宅地	■ (yellow)
特定保留	--- (dashed blue)
文化学術研究地区	--- (dotted purple)
文化学術研究ゾーン	--- (dotted purple)
自動車専用道路	--- (dashed red with red circle) 整備済・既成済 事業中・計画中
幹線道路	--- (dashed brown) 整備済・既成済 事業中・計画中
鉄道	--- (black and white) 主要駅
河川	--- (blue)
下水処理場	★ (green star)
公園・緑地	● (green circle)